

「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

資 料

日 時 平成30年1月24日（水）

11：50～12：50

会 場 衆議院第一議員会館

地下1階 大会議室

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

日 時：平成30年1月24日（水）
11時50分～12時50分
場 所：衆議院第一議員会館
地下1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 中核市市長会会長挨拶
- 3 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役会長挨拶
- 4 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役紹介
- 5 出席議員紹介
- 6 中核市市長会の活動状況について 【資料1】
- 7 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について 【資料2】
- 8 提言等について
 - (1) 幼児教育・保育の無償化等に関する共同緊急要請 【資料3】
 - (2) 児童相談所に関する財源措置状況等について 【資料4】
 - (3) 少子化対策について 【資料5】
 - (4) 地方の人材確保について 【資料6】
 - (5) その他
- 9 意見交換
- 10 閉 会

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

世話役、中核市市長会 出席者一覧

【世話役】

(会 長)	自由民主党	衆議院議員	衛 藤 征士郎 (えとう せいしろう)	様
(幹 事)	自由民主党	参議院議員	金 子 原二郎 (かねこ げんじろう)	様
(幹 事)	公 明 党	衆議院議員	古 屋 範 子 (ふるや のりこ)	様
(幹 事)	公 明 党	参議院議員	西 田 実 仁 (にしだ まこと)	様
(副幹事)	自由民主党	参議院議員	古 賀 友一郎 (こが ゆういちろう)	様
(副幹事)	公 明 党	参議院議員	谷 合 正 明 (たにあい まさあき)	様

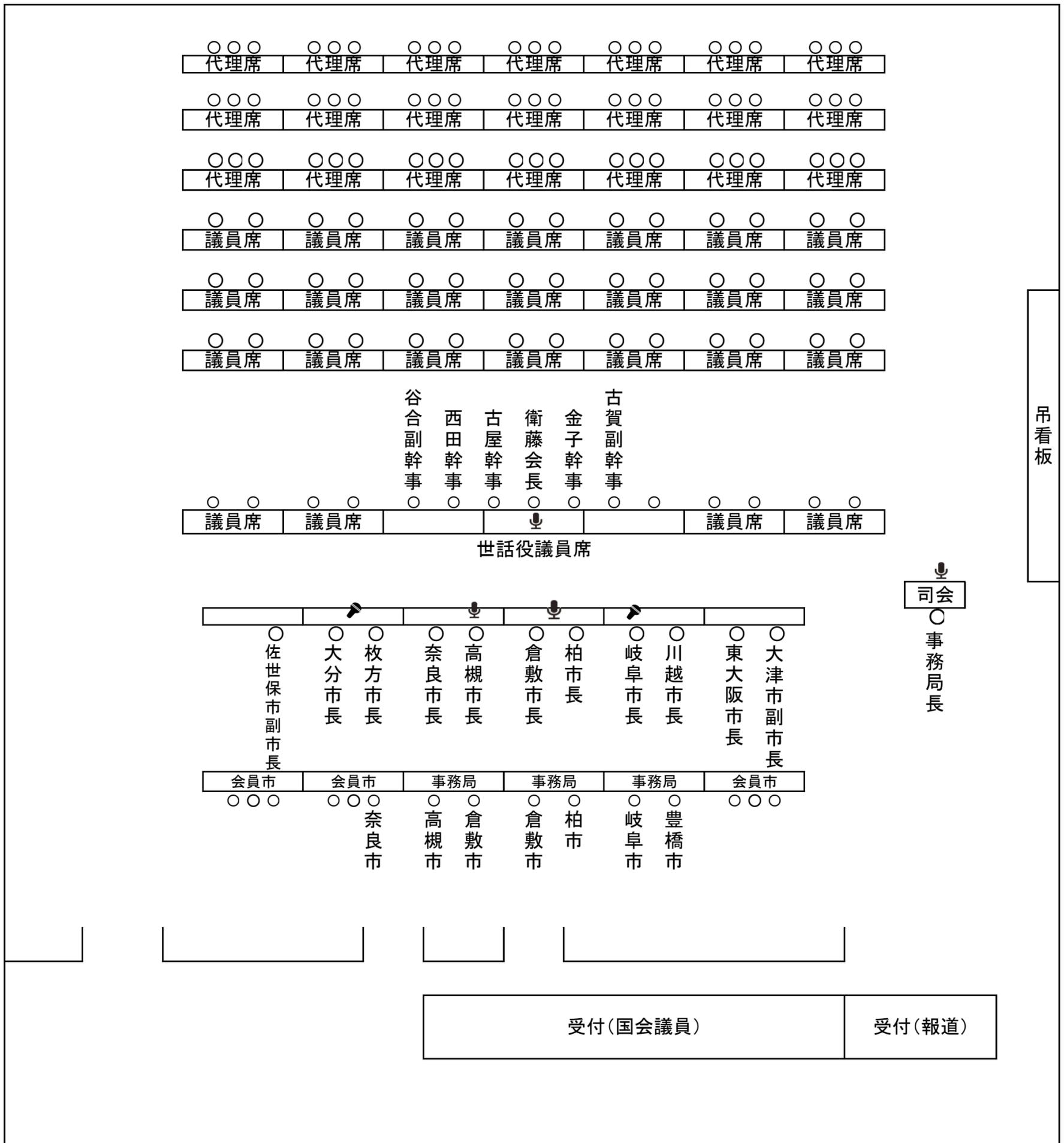
【中核市市長会】

(会 長)	倉 敷 市 長	伊 東 香 織 (いとう かおり)
(副会長)	柏 市 長	秋 山 浩 保 (あきやま ひろやす)
(副会長)	高 槻 市 長	濱 田 剛 史 (はまだ たけし)
(顧問・国会議員の会担当)		
	岐 阜 市 長	細 江 茂 光 (ほそえ しげみつ)
(顧 問)	奈 良 市 長	仲 川 げ ん (なかがわ げん)
	川 越 市 長	川 合 善 明 (かわい よしあき)
	枚 方 市 長	伏 見 隆 (ふしみ たかし)
	東 大 阪 市 長	野 田 義 和 (のだ よしかず)
	大 分 市 長	佐 藤 樹 一 郎 (さとう きいちろう)
	大 津 市 副 市 長	鷺 見 徳 彦 (すみ のりひこ)
	佐 世 保 市 副 市 長	山 口 智 久 (やまぐち ともひさ)

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

(平成30年1月24日開催) 席図

衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室



中核市市長会の活動状況について

- 1 会の概要 中核市の市長で構成する団体であり、全中核市の48市が加入している。(人口総計：約1,890万人)

(平成30年1月1日現在)

地	区	会 員 市			
北海道・東北 (8市)	北海道	函館市	旭川市		
	青森県	青森市	八戸市		
	岩手県	盛岡市			
	秋田県	秋田市			
	福島県	郡山市	いわき市		
関 東 (9市)	栃木県	宇都宮市			
	群馬県	前橋市	高崎市		
	埼玉県	川越市	越谷市		
	千葉県	船橋市	柏市		
	東京都	八王子市			
	神奈川県	横須賀市			
北信越・東海 (7市)	富山県	富山市			
	石川県	金沢市			
	長野県	長野市			
	岐阜県	岐阜市			
	愛知県	豊橋市	岡崎市	豊田市	
近 畿 (10市)	滋賀県	大津市			
	大阪府	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市
	兵庫県	姫路市	尼崎市	西宮市	
	奈良県	奈良市			
	和歌山県	和歌山市			
中国・四国 (7市)	岡山県	倉敷市			
	広島県	呉市	福山市		
	山口県	下関市			
	香川県	高松市			
	愛媛県	松山市			
九 州 (7市)	高知県	高知市			
	福岡県	久留米市			
	長崎県	長崎市	佐世保市		
	大分県	大分市			
	宮崎県	宮崎市			
鹿児島県	鹿児島市				
	那覇市				

2 平成29年度の活動内容

(1) 協議・調査研究

- ・中核市市長会総会の開催 (H29. 5. 9)
- ・市長会議の開催 (H29. 8. 23, H29. 10. 27)
- ・中核市サミット2017 in 鹿児島市の開催 (H29. 10. 26 鹿児島市)
- ・3つのプロジェクト会議の開催 (H29. 5. 9, H29. 8. 23, H29. 10. 26)
- 地方分権検討プロジェクト
 - 「中核市における児童相談所の設置に関する提言」
- 地方創生第一プロジェクト
 - 「少子化対策に関する提言」
- 地方創生第二プロジェクト
 - 『地方の人材確保』に向けた取組に関する提言」

(2) 政策提案・意見表明

- ・総務大臣との懇談会 (H29. 8. 23)
- ・提言活動
- <提出先>中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会,
政党, 内閣官房・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省
- 「国の施策及び予算に関する提言」(H29. 5. 9)
- 3つのプロジェクト会議で取りまとめた提言等 (H29. 11. 15)
- 指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会による提言等
「人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言」
(H29. 11. 21)
- 「幼児教育・保育の無償化等に関する共同緊急要請」(H30. 1. 19)

(3) 関係団体との連携

- ・指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携
- ・中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会との意見交換
- 世話役議員と中核市市長会役員市長との懇談会 (H29. 8. 23)
- 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会 (H30. 1. 24)

(4) その他の活動

- ・中核市市長会防災担当者会議総会の開催 (H29. 7. 21)
- ・広報活動等
- パンフレットの作成
- 都市要覧の作成
- メールマガジンの配信

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について

- 1 活動趣旨 中核市市長会に対する理解を深め、その事業活動等に対する支援を通じて真の地方分権型社会の実現に取り組むとともに、中核市を核とした地域の活力を高めることにより、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進する。
- 2 会 員 本会の趣旨に賛同する党派を超えた国会議員により構成
 ① 中核市の区域を含む小選挙区選出の衆議院議員
 ② 中核市の区域を含む選挙区選出の参議院議員
 ③ 中核市にゆかりのある国会議員
- 3 その他 事務担当：平成29年度担当市（豊橋市・岐阜市）
 会 費：なし
- 4 会員加入状況

(平成30年1月19日現在)

政 党 名	衆議院議員	参議院議員	合 計
自由民主党	63	50	113
民進党	6	20	26
公明党	6	12	18
希望の党	14	2	16
立憲民主党	7	0	7
日本維新の会	0	4	4
日本共産党	2	0	2
自由党	0	1	1
社会民主党	0	0	0
日本のこころ	0	0	0
無所属	2	2	4
合 計	100	91	191

5 世話役一覧

役 職	政 党 名	議 員 名	< 選 挙 区 等 >
会 長	自由民主党	衛藤 征士郎	<衆⑫ 大分2区 大分市ほか>
幹 事	自由民主党	加藤 勝信	<衆⑥ 岡山5区 倉敷市ほか>
		金子 原二郎	<参② 長崎県>
副 幹 事		江島 潔	<参② 山口県>
		古賀 友一郎	<参① 長崎県>
幹 事	公 明 党	古屋 範子	<衆⑥ 比例 南関東ブロック>
		西田 実仁	<参③ 埼玉県>
副 幹 事		谷合 正明	<参③ 比例>

6 活動内容

(1) 国政の場において、中核市市長会の活動に対する随時の支援

(2) 中核市市長会からの情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（毎月1回定期配信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書等の配付（提言・要請ごと実施）
- ・各市による継続的な加入依頼

(3) 世話役と役員市長との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催

○日 時：平成29年8月23日（水）午前12時00分～13時00分

○会 場：都市センターホテル 6階606会議室

○出席者：世話役議員7名

（自民党）衛藤征士郎会長、江島潔副幹事、古賀友一郎副幹事

（公明党）古屋範子幹事、西田実仁幹事、谷合正明副幹事

（民進党）川端達夫幹事

中核市市長会6名

伊東倉敷市長（副会長・会長職務代理者）、太田豊田市長（副会長）、

戸敷宮崎市長（副会長）、細江岐阜市長（国会議員の会担当）、

佐原豊橋市長（国会議員の会担当）、井村大津市副市長（監事代理）

○懇談内容：中核市市長会の活動等についての説明、意見交換

(4) 会員勉強会の開催（本日）

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会の開催

○出席対象者：「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」会員

	4月—6月	7月—9月	10月—12月	1月—3月	4月—6月
会 員	中核市市長会の活動に対する支援（随時）				
事務局 ・ 東京事務所 ・ 担当市	H29 中核市 市長会総会 ○	8/23 役員懇談会 ◎		1/24 会員勉強会 ◎	H30 中核市 市長会総会 ○
	メールマガジンの配信（毎月）				
	(総会採択) 提言書等配付 ○	パンフレット配付 ○	緊急要請配付 ○	(プロジェクト) 提言書等配付 ○	(総会採択) 提言書等配付 ○

幼児教育・保育の無償化等に関する 共同緊急要請

平成30年1月
指定都市市長会
中核市市長会
全国施行時特例市市長会

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 幼児教育・保育の無償化等に関する共同緊急要請

国においては、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。

その「人づくり革命」の柱の一つには、10%への消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする幼児教育・保育の無償化を実施する方針が掲げられている。

我々指定都市・中核市・施行時特例市は、住民に身近な基礎自治体として、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、厳しい財政状況の中でも創意工夫をしながら様々な施策を展開しているところである。

一方で、この幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、急激な保育需要の高まりによる更なる待機児童の増加や地方自治体の財政負担の増加が懸念される。

そこで、国が進める幼児教育・保育の無償化等を含む「新しい経済政策パッケージ」がより実効性の高いものとなるよう、以下の点について強く要請する。

1 幼児教育・保育の無償化等の具体化に向けては指定都市・中核市・施行時特例市と十分協議をすること

幼児教育・保育の無償化等の政策パッケージの具体化に向けては、住民に身近な基礎自治体として現場を預かる指定都市・中核市・施行時特例市と十分に協議し、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

2 待機児童の解消と保育の質の向上に向けた取組をより一層推進すること

待機児童の解消に向けては、保育の質の向上に努めることを基本とし、国において保育人材の確保に係るより一層の支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、保育の受け皿としての保育施設等の整備に係る補助率の嵩上げ等、必要な財政措置を講じること。

3 幼児教育・保育の無償化等の実施に当たっては、地方自治体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること

平成30年1月19日
指定都市市長会
中核市市長会
全国施行時特例市市長会

中核市における児童相談所の設置に関する提言

近年、児童虐待に関する相談件数は急増し、複雑・困難なケースへの対応が求められるとともに、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。このため、国は、平成28年に児童福祉法を改正し、法律の施行後5年を目途として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を講じるものとしている。

一方、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市についても児童相談所の設置が可能となっているが、設置は2市にとどまっている。設置が進まない要因としては、都道府県が設置している児童相談所との関係など、各市が置かれている地域特性もあるが、特に財源や人材の確保が大きな課題となっている。

このような中、児童虐待への対応は急務であるとし、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うため、早急に児童相談所の設置を進める市もあることから、児童相談所の設置に係る地方負担の実態に即した支援について、国の早期かつ具体的な措置を求める。

1 財源措置について

一時保護所の整備に当たっては、国は、国庫補助金により整備費の1/2相当を支援しているが、国が想定している整備費は実態と乖離しており、過少であるため、補助額は実際の整備費の1割程度に留まっている。については、一時保護所整備に係る地方負担の実情を十分に踏まえ、整備費の実態に見合った支援措置となるよう見直すこと。

また、児童相談所（事務所部分）の整備に必要な財源については、地方交付税により措置されているが、中核市の人口規模を前提としたものになっていないほか、整備費に対する交付税措置額が極めて過少であるため、実態に見合った算定方法の見直しや新たな補助金等の適切な措置を講じること。

2 人材の育成・確保について

児童相談所に配置する児童福祉司や児童心理司等のうち、特に指導的役割を担うスーパーバイザーの確保が難しく、新設される児童相談所では、都道府県からの職員派遣が不可欠となっている。

しかしながら、都道府県においては、国の児童相談所強化プランに基づく専門職等の増員・育成が急務となっており、都道府県から中核市への職員派遣を行う余力がない状況になることが見込まれることから、スーパーバイザー等の派遣が確実に行われるよう、国からも適切な支援を講じること。また、専門職等の配置については、都道府県と規模等が異なる中核市の実態を十分に踏まえ、画一的な基準ではなく、弾力的な対応を可能とすること。

平成29年10月27日

中核市市長会

少子化対策に関する提言

我が国の出生率は、この30年で大幅に低下し、近年では、1.3～1.4程度で推移している。また、人口も平成20年を境に減少局面に入中、国は少子高齢化という構造的な問題の解決に向け、一億総活躍社会の実現を目指し、「希望出生率 1.8」の実現を目標の1つに掲げた。

次世代に輝かしい未来を引き継ぐため、若い世代の希望を叶え、少子化に歯止めをかけることは非常に重要であり、国と地方がともに手を携え、取り組むべきことである。

このように、少子化対策は国家的な課題であることから、国においては地方公共団体間に格差が生じないように、国全体の出生率向上に向け、その取組を進めるべきである。

以上の認識に立ち、国は、少子化の流れに終止符を打つため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1 保育・育児不安の改善

- (1) 幼児教育の無償化の実現に当たっては、地方公共団体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること。
- (2) 子どもの医療費助成制度は、国における社会保障制度の一環として、全国一律に実施すること。また、国民健康保険制度における減額調整を早期に全廃すること。
- (3) 子育て世代包括支援センター・産後ケア事業等に従事する保健師、助産師等の専門職に対する研修について、受講者が参加しやすいよう、全国各地に会場を設け、実施すること。また、専門職の確保に向け、離職者の復職支援等に関する財政措置を行うこと。
- (4) 地域子育て支援拠点事業に係る交付金の交付基準額について、賃借料など地域の実情を考慮した見直しを行うこと。
- (5) 不妊・不育症治療について、妊娠適齢期に、より早く治療を開始できるように、特定不妊治療費助成の更なる拡充に加え、一般不妊治療及び不育症治療に係る支援事業を創設すること。
- (6) 三世代が同居・近居しやすい環境づくりを推進するため、国において促進施策を充実させるとともに、各地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む事業に対して財政措置を行うこと。

2 待機児童の解消

- (1) 保育士の処遇改善に向け、公定価格の一層の充実を図るとともに、保育士の平均的な給与モデルの構築や、公定価格における人件費割合の明確化など、公定価格の充実が適切に保育士の賃金に反映される仕組みを設けること。
- (2) 私立幼稚園が認定こども園に安心して移行できるよう、更なる事務の簡素化に取り組むとともに、公定価格における加算制度の充実など、引き続き必要な措置を行うこと。
- (3) 私立保育所及び認定こども園の増改築等について、適切な財政措置を行うこと。
- (4) 病児保育事業について、安定的な運営を行うためには、継続して人材を確保しておく必要があることから、子ども・子育て支援交付金の更なる充実を図ること。

- (5) 保育施設において、食物アレルギーへの対応などに必要な職員配置が行えるよう、十分な財政措置を行うこと。
- (6) 放課後児童クラブについて、不足している支援員等の人材確保に向け、子ども・子育て支援交付金の更なる充実を図るとともに、低所得世帯の負担軽減に向け、保育料の補助制度を創設すること。また、運営費の補助対象に、既存の放課後児童クラブの家賃補助の項目を追加するとともに、学校敷地内での施設整備に伴う既存施設の移転、解体費用等について支援を行うこと。

3 仕事と育児が両立できる環境整備

- (1) 働き方改革や女性活躍に向けた取組の推進に当たっては、地方公共団体と連携しつつ、国がリーダーシップを発揮するとともに、各種財政措置の拡充などにより、取組の一層の推進を図ること。
- (2) 仕事と家庭生活との両立を図るため、希望に応じた働き方を選択できるよう、テレワークの普及促進に向けた取組の一層の充実を図ること。
- (3) 企業における子育てサポートや女性活躍に向けた取組の一層の推進を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」や女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を取得した企業に対する優遇措置の拡充を行うこと。

4 教育費負担感の軽減、相談体制の充実

- (1) 学習意欲のある若者が家庭の経済状況に関わらず大学等へ進学できるよう、国の給付型奨学金制度について、給付規模の拡充を行うこと。
- (2) 準要保護者に対する就学援助について、自治体間で格差が生じることのないよう制度運用に関する基準等を制定するとともに、財政措置の拡充を行うこと。
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援（生活困窮者自立支援事業）について、財政措置の拡充を行うこと。
- (4) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、チームとしての学校指導体制の推進に向け、人材育成を行うとともに、配置の充実を図るため、財政措置の拡充を行うこと。
- (5) 不登校児童生徒に対する支援の充実のため、小中学校における専門スタッフの配置充実や教育支援センターの機能強化に向けた財政措置の拡充を行うこと。
- (6) いじめ対策の一層の推進に向け、専任の担当教諭を配置できるよう、必要な財政措置を行うこと。
- (7) 特別支援教育において、きめ細かな指導体制を確保するため、特別支援教育支援員等に係る財政措置の拡充を行うこと。

平成29年10月27日

中核市市長会

「地方の人材確保」に向けた取組に関する提言

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、平成 28 年の年間出生数は約 97 万 7,000 人と、明治 32 年の統計開始以降初めて 100 万人を割り込んだ。人口移動の面では、平成 28 年の東京圏への転入超過は約 11 万 8,000 人と 21 年連続で転入超過を記録している。東京圏への人口の過度の集中を是正すべく、中核市をはじめ、地方自治体においては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「地方版人口ビジョン・総合戦略」を策定し、あらゆる施策を通じて地方創生を推進しているところであるが、東京一極集中には歯止めがかかっていない。

このような状況を踏まえ、中核市市長会では、地域の活力を維持していくためには、中核市が地方における「人口のダム」の役割を果たし、人材の維持・確保を図りながら、多様な人材が地方に仕事をつくり、魅力的な仕事がさらに地方に多様な人材を呼び込むという好循環を構築していくことが重要であるとの認識のもと、特に、これから地域を担う若者が大学進学や就職をきっかけに東京圏へ流出している現状に鑑み、高等教育及び雇用の観点を中心に協議を行い、国と地方が連携した取組の必要性を確認・共有したところである。

その内容については、次のとおりであり、地方の人材確保を図るため積極的な措置を講じられるよう提言する。

《高等教育》

1 地域と地方大学の連携した取組への支援の充実

地方大学は、地域における「知の拠点」として高度人材の育成や産業の発展など、地方創生を推進するに当たり、重要な役割を担っている。地域においては、大学設立や学部の新増設の支援をはじめ、奨学金返還支援制度の創設や企業とのインターンシップ・共同研究など大学を核とした地域活性化策を展開しているところであり、その取組を更に促進するため、産学官が連携した地方創生に資する諸事業に対し、国も既存の財政措置の要件の緩和に加え、新たに財政措置を講ずるなど支援の充実を図ること。

2 大学に対する一律的な基準の見直し

都市圏と地方に複数の大学を有する学校法人が、学部や大学院を設置するに当たり、当該学校法人の設置する大学の平均入学定員超過率が基準を上回れば、すべての大学が規制の対象となる。そのため、単独では定員を下回っている地方大学であっても学部新設が認められないなどの矛盾が生じており、地方及び地方大学に不利な制度となっている。当該基準については、都市圏の大学を中心に学生の集中を抑制する趣旨であることを踏まえ、平均入学定員超過率については、申請に係る大学のみを対象とするなど、全国一律的な基準の見直しを図ること。

3 東京 23 区内大学の定員増等の抑制

今後、18 歳人口が大幅に減少する中、学生が過度に東京に集中している状況であり、依然として続く東京一極集中を是正するためには、地方大学の振興のみでは限界があること

から、東京の大学の新增設の抑制策を併せて展開するなど、両面の対策を講じる必要がある。

文部科学省においては告示を改正し、平成 30 年度から、東京 23 区内大学の入学定員について、原則として定員増を認めない方針を示しているが、立法化の検討も含めその徹底を図ること。

《雇用》

1 地方における魅力ある雇用創出

地方においても魅力ある雇用の場を創出し、東京から地方への人の流れを生み出す必要がある。このため、国においては、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制を導入し、本社機能を移転した事業所に法人税等の優遇措置が講じられているところであるが、適用期間は平成 29 年度末までとなっていることから、その延長を図るとともに、要件緩和や控除額の引上げなど制度の拡充を図ること。

また、地域資源を有効活用した創業や事業継承、新規就農などに取り組む若手起業家の育成や若者と地元企業のマッチングなど、若者の地域における就業促進について、国においても十分な支援策を講じること。

2 地方における外国人材の活用

地方においては、若者の人口流出や少子高齢化の進行により、農林水産業や建設業、製造業、介護・看護など特定の分野において、人材不足が顕著となっている。国においては、人材不足や女性活躍の推進のため、国家戦略特区において、農業や介護などの分野における外国人材の活用がなされているが、地方においては、深刻な人材不足が長期化する可能性が高く、今後、外国人への依存度が高まっていくことが想定されることから、特区における導入状況を見極めながら、地域の実情に合った外国人材の活用のあり方について検討を進めること。

平成 29 年 10 月 27 日

中核市市長会

【参考資料】

中核市市長会
地方分権検討プロジェクト

1. 平成29年度地方分権検討プロジェクトについて

【研究テーマ】

- ・児童相談所に関する財源措置状況等について

【提言項目】

- ・児童相談所整備に係る財源措置
- ・児童相談所設置に係る人材育成・確保

2. 児童相談所整備に係る財源措置

【財源制度】

○児童相談所（一時保護所）

⇒国庫補助金（1 / 2相当）

【算定方法】 定員×補助単価

○児童相談所（事務所）

⇒普通交付税措置

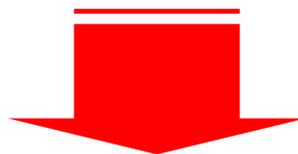
3. 一時保護所の整備費と財源状況（調査結果）

設置市（中核市・指定都市※）の整備状況

単位：億円

	一時保護所
事業費（①）	2.8
国補助（②）	0.3
割合（②）÷（①）	11.8%

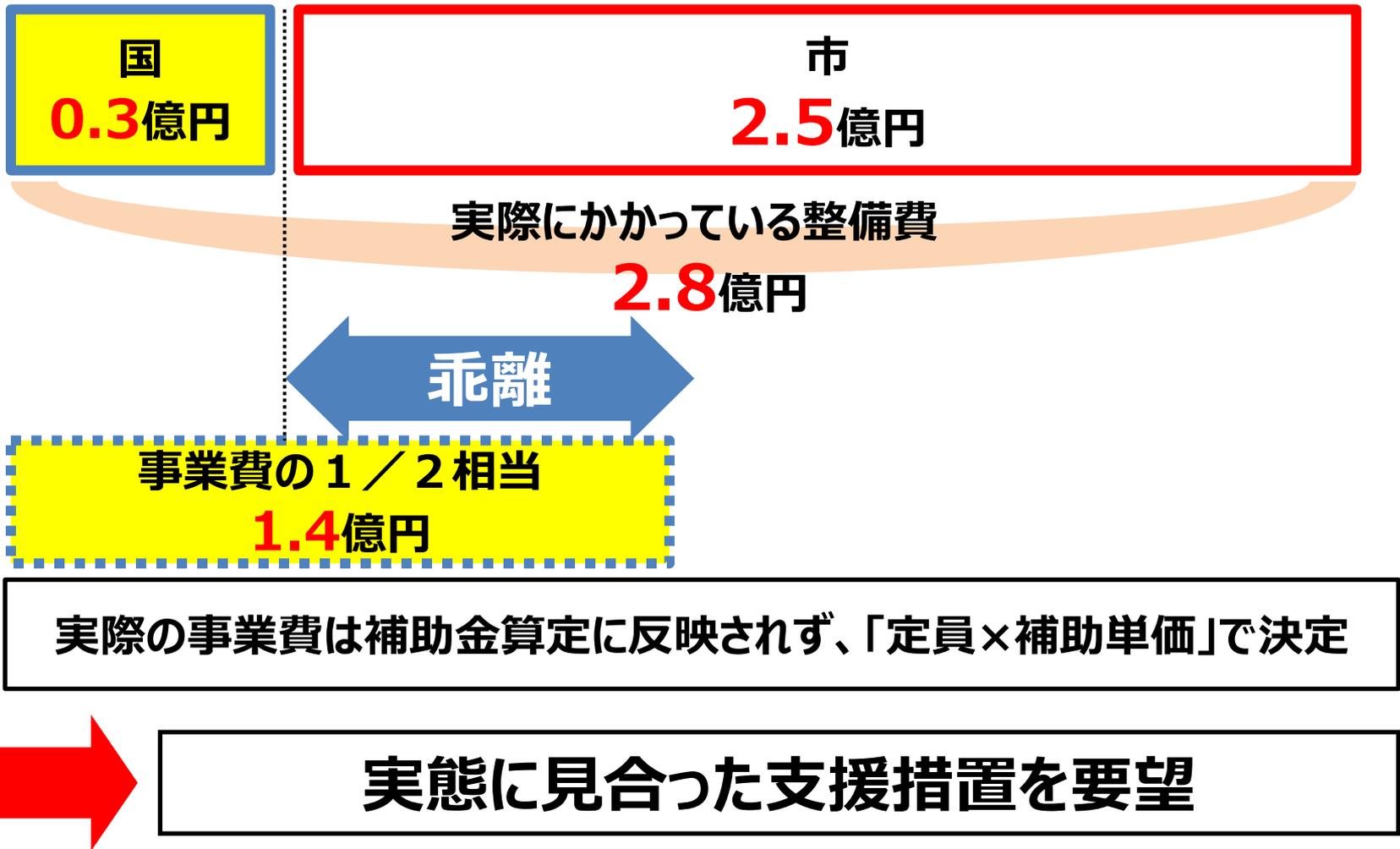
※指定都市は平成17年度以降に
指定都市に移行した団体を対象
※調査対象とした団体のうち、**新設**した
団体のみを抽出し平均値により算定
【現行補助制度】
・事業費の **1 / 2 相当**
(H28補正では **2 / 3 相当に引上げ**)



実態は 1 割程度

4. 一時保護所の整備費と財源状況（イメージ）

○ 一時保護所の整備状況（補助率は1/2相当を前提）



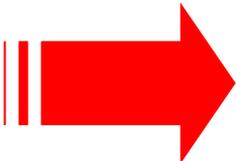
5. 児童相談所（事務所部分）整備に係る交付税措置

【H29年度の交付税措置はどうか？】

単位：千円

交付税需要額 旧投資権能差分 (人口170万単位)	児童相談所 設置中核市 (①)	中核市 (②)	(①) - (②)
H28 (①)	75,534	75,534	0
H29 (②)	75,534	71,975	3,559
(②) - (①)	0	▲3,559	3,559

- ・H29は**360**万円／年間の交付税措置（都道府県170万人単位）
 - ・調査団体※の新設平均整備費は約**3.3**億円
- ※中核市及び平成17年度以降に移行した指定都市を対象

 実態に見合った算定方法等の見直しを要望

6. 児童相談所に係る人材の育成・確保①

◆平成28年度の児童福祉法改正

- ・児童福祉司，児童心理司等における配置基準の見直し

(例) 児童福祉司

【改正前】

人口約 4~7 万人につき 1 人

【改正後】

①人口約 4 万人につき 1 人

②児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合は加算

◆国の児童相談所強化プラン（一部例）

- ・児童福祉司 H27年度：2,930人⇒H31年度：3,480人
- ・児童心理司 H27年度：1,290人⇒H31年度：1,740人

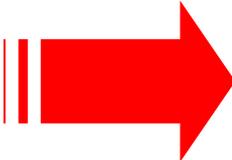
既設団体も専門職の大幅な増員が急務

7. 児童相談所に係る人材の育成・確保②

◆新設時のスーパーバイザーの配置について

専門職種	必要経験 年数目安
児童福祉司スーパーバイザー	5年以上
児童心理司スーパーバイザー	10年程度

既設団体も人材確保が急務の中で、新設団体が上記の専門職員を独自配置することは困難



専門職員の派遣や弾力的な対応について要望